

## 【論文】嘉慶維新（一七九九年）再検討

豊岡 康史

はじめに

嘉慶<sup>かけい</sup>四年正月三日辰刻（一七九九年二月四日午

前七く九時）、太上皇帝乾隆帝フンリ（弘曆）<sup>1</sup>が

この世を去った。前年末から体調を崩し、政策決定に参加しなくなつてはいたものの<sup>2</sup>、二日前の正月元旦、乾清宮において嗣皇帝嘉慶帝ヨンヤン（顥琰）・モンゴル王公・文武百官とともに正月を祝っているの<sup>3</sup>、いささか唐突ではあつた。

清朝最大の版図を実現した数え八九歳の老人の死の報せを聞いても北京城内は平穩であつた。すでに衰えは民間にも知られていた<sup>4</sup>。ひとびとは「百歳に近い老人なら当然のこと。なにかおかしいことがあるか」と冷めた様子であつたという

<sup>5</sup>。しかし官僚たちにとつては、嘉慶四年正月の太上皇帝の死去はやはり衝撃であつただろう。というのも、彼の死はいささかなりとも政治変動をもたらすものであることは明白であつたからである。

乾隆帝の死去に伴う、嘉慶帝の親政開始、それと同時に行われた種々の改革は、当時から「維新」と呼ばれ<sup>6</sup>、歴史家は「嘉慶維新」と呼ぶ。明治「維新」に先行すること六八年、中国の王朝史上において年号を冠して「維新」と呼ばれる数少ない事例である。本稿では、この「嘉慶維新」において行われた政治改革の初期の展開を分析し、その位置づけを再検討する。

先行研究と本稿のねらい

乾隆末年、当時の人々の間では官僚各層の不正が問題視されていた<sup>7</sup>。各層の官僚がそれぞれの上司へ付け届けをおこなうことで形成されるピラミッド状の官僚の不正の連鎖こそが、農村での搾取につながっていると観念された。一七九六年に発生した白蓮教反乱は、ほかの反乱同様、その搾取の連鎖の結果であるとされた<sup>8</sup>。このような状況において親政をはじめた嘉慶帝には、改革を行うことが強く期待されていた<sup>9</sup>。その全体像については関文発『嘉慶帝』（長春…吉林文史出版社、一九九三年）が提示している。

ただ関を含め、その改革に対する先行研究の評価は芳しくない。もっとも一般的なのは、嘉慶帝はそれなりの努力を払ったが、父祖（康熙帝・雍正帝・乾隆帝）にくらべて人心把握が不得手で、とくに諫言に対して子供じみた怒り方をして、改革を貫徹できず、結局、清朝は衰勢を回復できなかった、という議論である<sup>10</sup>。この認識は、内藤

湖南が、清朝がまさに滅亡しようとしていた一九一一年秋に示した認識<sup>11</sup>から続く中国近世史の終末、すなわち中国近代史の前口上でもあり<sup>12</sup>、清末以来の知識人が懐き続けていた認識でもあった<sup>13</sup>。つまり先行研究における「嘉慶維新」像は、乾隆年間の繁栄から、嘉慶以降の衰退へ向かう清朝という大枠を前提にした印象論であった。

一方、近年、嘉慶帝の改革について、その意義を再評価する研究も発表されつつある<sup>14</sup>。本稿はその傾向に倣しつつ、嘉慶年間の政治改革全体よりもむしろ、嘉慶四年初頭の政治変動の実証を行い、そこからまずは嘉慶帝の親政開始段階での政策課題と、それへの対処を見てゆきたい。その政治行動の文脈に関する実証があつてこそ、それ以降の時期の政治改革やあるいはその「頓挫」についての議論ができるものと考えらるからである。本稿ではまず、第一節では嘉慶帝親政開始直後の人事変動を、第二節では乾隆末年の社会不安の

元凶とされたヘシェン（和坤）の断罪の論理を、第三節では、それと並行して行われた嘉慶帝による改革の初動について、主に中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（広西師範大学出版社、二〇〇〇年）を利用して検討を進め、その他編纂史料<sup>15</sup>を利用して、補遺を行う。

## 第一節 人事変動

### 一 中枢

乾隆帝が死去した正月三日の段階では、葬儀について、睿親王シェンニン（淳穎・嘉慶帝の族兄）・輩行最上位）・成親王ヨンシン（永理・異母兄）・儀郡王ヨンシユワン（永璇・異母兄）<sup>16</sup>とともに、軍機大臣ヘシェン・王杰・フチャンガン（福長安）・キングイ（慶桂）・董誥、加えて陵墓への埋葬にかかわる工部尚書彭元瑞と礼部尚書デミン（徳明）、宗室にかかわる事務をつかさどる総管内務府大臣縉布（満州語不明）・センジュ（盛住）に管理が命じられた。この段階では丁憂からの復

帰間近であった董誥と以前軍機大臣を務めたキングイが加わっているのみで、乾隆帝晩年から大きな変動はない（No.5, Jq4.1.3）。ただし同日、嘉慶帝はみずからの師<sup>17</sup>である安徽巡撫朱珪を北京へ呼び戻すよう指示をしており（No.10, Jq4.1.3）、当日から人事調整に動きだしていたことがわかる。乾隆帝の死への準備は十分になされていたといえよう。

乾隆帝死去の翌日（四日）、ヘシェンとフチャンガンは軍機大臣の職を解かれたうえで乾隆帝の遺体を守る役目があてがわれ、宮中に軟禁された<sup>18</sup>。五日、必要があれば嘉慶帝へ密奏を行うよう宣言されると（No.18, Jq4.1.5）、吏科給事中王念孫、刑科給事中グアンヒン（広興）らがヘシェンとフチャンガの不正蓄財と専権を弾劾したという<sup>19</sup>。八日、乾隆帝の遺詔が宣布されたこの日、ヘシェンとフチャンガンは職位をすべて剥奪され刑部に引き渡された。同日、沈初が「老齡」を理由に解任され、かわりに成親王ヨンシンと軍機

処内での業務経験があるナイエンチェン（那彦成）・戴衢亨が軍機大臣に昇格し、嘉慶帝の補佐にあたることとなった。ヨンシンの軍機処参加は、嘉慶帝の祖父雍正帝がその弟怡親王ユンシャン（胤祥）を重用したことを意識したものである。翌九日、ヘシエンの罪状についての調査が命じられ、乾隆帝の死から六日目、ヘシエンの排除が完了した。なお、同日から嘉慶帝は白蓮教反乱鎮圧にかかわる指示を積極的に下すようになった。政権掌握の最初の段階をクリアしたものといえよう。

嘉慶末年（一八二〇年代中頃）成立と思しい昭榷『嘯亭雜錄』<sup>20</sup>をはじめとする筆記、あるいは『清史稿』に収録されるエピソードの多くは、この時に嘉慶帝と共に政権を握った人々を、嘉慶二年（一七九七）に死去していた前任筆頭軍機大臣アグイ（阿桂）と良い関係にあり、いっぽうでヘシエンと関係が悪かったことを強調する。

嘉慶期の筆頭軍機大臣董誥は、朱珪を陥れよう

とするヘシエンの陰謀を妨害したとされる<sup>21</sup>。呉熊光はアグイによって高く評価されたが、ヘシエンによって軍機大臣という枢要の地位を追われたとされる<sup>22</sup>。劉墉はヘシエンとの対立のエピソードに事欠かない<sup>23</sup>。軍機大臣に抜擢されたナイエンチェンはアグイの孫であったし、この年、署浙江巡撫に抜擢される阮元も、アグイの高い評価によって昇進している<sup>24</sup>。

確かに、ヘシエンの弟ヘリン（和琳）の姻戚であったソリンガ（蘇凌阿）も老齢を理由に解任された（No.39, Jq4.1.11）し、後で見るとヘシエンとの関係を理由に解任される官僚もいる。ただし、実際のところ、ヘシエン派やあるいはそれに対抗するアグイ派がいたかどうかを確定することは難しい。むしろここで指摘すべきは、嘉慶維新後、アグイがヘシエンという権臣に対抗する「正統」の象徴とされ<sup>25</sup>、一方で嘉慶帝親政開始後に権力の中枢に入れなかった人々が「ヘシエン派」として記録されていたというべきである

う<sup>26</sup>。

## 二 長官・次官クラス

京師の各部局の長官・次官クラスに関しては、配置換えは頻繁ではあったものの、全体として大きな人員の変更があったわけではない<sup>27</sup>。正月六日には、前年末の異動により空きポストとなっていた吏部滿左侍郎や戸部左侍郎などを埋めることで発生した玉突き人事が行われている(No.19, JQ4.1.6)。正月九日に、前述のヘシェン・フチャンガン・ソリンガの解任に伴う後任人事が行われ、チベットおよび新疆から駐藏大臣スンユン(松筠:京師への帰還をヘシェンに阻まれたと噂されていた<sup>28</sup>)と烏魯木齊都統シユリン(書麟:ヘシェンを弾劾したグアンヒンの兄)が後任として呼び戻された。このとき、スンユンおよびシユリンが北京へ到着するまでの間の代理はヨンシンとキングイが務めている(『大清仁宗実録』巻四六、嘉慶四年正月戊辰(九日)条)。

ヘシェンと関係が深い官僚に対する懲罰人事が行われるのは、正月一四日以降のことであった。前々日の一二日、当時北京で尋問が加えられていた白蓮教反乱のリーダーのひとりである王三槐の即時処刑を求めた都察院左都御史吳省欽が嘉慶帝に手ひどく批判されている。その批判の内容は、弾劾を担当する役職にありながらヘシェンを弾劾しなかったというものであった(No.45, JQ4.1.12)。翌々日、吳省欽はヘシェンとの関係を理由に解任の上、故郷へ送還され(No.52, JQ4.1.14)、一六日に後任人事が行われた。彼は、ヘシェンを断罪する上諭(No.39, JQ4.1.11)において、名指して党羽として指摘された吳省蘭(ヘシェンの子弟の教育も行っていた)の兄であった。ただ吳省蘭および同時に名指しされた兵部左侍郎李潢・太僕寺卿李光雲に対する弾劾は行われず、吳省蘭は正月一六日の玉突き人事で工部右侍郎から礼部左侍郎に昇格しているなど、三名とも職務上はとくに大きな問題があったわけ

はないようであるが、結局、正月一八日に呉省蘭と李潢は編修という閑職に降格、病気で休職中の李光雲はそのまま引退とされ、やはり玉突き人事が生じている。この呉兄弟と李潢・李光雲に関しては、ヘシエンとの関係のみを問われ解任・降格されたものであった。じつは、北京の中央官僚(京官)のなかで、はつきりと懲罰人事であることが示されているのは、この四名の解任のみである。

### 三 地方官

地方官に関しても、あからさまな懲罰人事は少ない。ヘシエンとの関係を理由に解任されたのは、山東巡撫イギヤンガ(伊江阿)のみであった。イギヤンガは、嘉慶元年にヘシエンの推薦により山東巡撫に抜擢されていたが、乾隆帝死去の報を聞き、嘉慶帝とともにヘシエンにも慰めの手紙を送っていたことが発覚したことで、懲罰の対象となったものであった(No.43, JQ4.1.13/No.74, JQ4.1.19)。正月一九日に山東巡撫を解任され、

京師へ召喚された(No.76, JQ.1.20)イギヤンガは結局、山東省での水害対策失敗の罪も問われ、最終的にイリの下級官僚へ降格となった(『大清仁宗実録』巻四六、嘉慶四年六月丁酉(一〇日)条)。

そもそも嘉慶帝周辺は、ヘシエンを排除することができれば、それ以上の混乱を招く必要はないと考えていたようである。ヘシエンの自殺を命じる正月一八日の上諭においては、フチャンガンにはヘシエンの自殺を見届けたのち、乾隆帝の陵墓の管理を行うことを命じ、すでに亡くなっていたヘシエンの弟ヘリンの爵号を削るほかは、親族の外出禁止や、ソリンガはじめ前述の官僚の降格・解任が行われ(No.70, JQ4.1.18)、翌一九日、ヘシエンと親しいことを理由に処分は行わないことを宣言し(No.72, JQ4.1.19)、人事変動の幕引きをはかっている。これ以降、不正などが摘発された際に、後付でヘシエンとの関係が問題視されても、ヘシエンとの関係を理由に処分が議論され

ることにはなくなった。こうして最高実力者へシェンの排除は、乾隆帝の死から二週間余りで完了した。当時、北京に滞在していた朝鮮王朝の使節はこの処置をきわめて高く評価している<sup>29</sup>。

結局のところ、へシェン断罪に伴う政治変動は必ずしも大きなものとはならなかった。これは、皇帝の代替わりごとに起こる前代の重臣の粛清に過ぎず、むしろ康熙帝が権臣オボイを排除して親政をはじめた時に三藩の乱が引き起こされたように<sup>30</sup>、全国規模の混乱を齎すことはなかった。そもそも嘉慶帝周辺は、政治構造自体を変革する意図を持たなかった。それにもかかわらず、へシェン断罪とそれに伴う政治改革が、「維新」と称して注目されてきたのは、そのへシェン断罪自体が巧妙に演出されたからであった。

## 第二節　へシェン断罪

嘉慶帝は親政を開始するにあたり、多くの即位直後の皇帝がそうであるように、正統性を確保し

ようとした。特に嘉慶帝は、官界の腐敗と白蓮教反乱を抱えており、政治上の広範な支持を獲得し、父帝との違いを印象付ける必要があった。ただし、たんに嘉慶帝の親政開始を高く評価すると、父帝乾隆帝を批判することとなり、一般的な儒教道徳に反する。嘉慶帝とその周辺は、慎重に自らの権力継承を正当化する必要があった。へシェン断罪は、その正当化の重要なステップであった。以下、へシェン断罪がいかなる論理によって行われ、どのようななかたちで嘉慶帝親政開始を正当化したのかを確認する。

### 一　罪状

まずは、へシェンの罪状を確認してみよう。最初にへシェンの罪状がリストアップされたのは、正月九日のことであった(No.33)。この時には、まず邸宅や墳墓が規定を超えた豪勢なものになっていく可能性と、隠し財産の存在が指摘されたうえで、直隸布政使呉熊光に調査が命じられた。

その後、一日に途中経過が宣布され、ついで一六日に調査は完了していないものの、罪状二〇条が確定した（表一）。

いささか強引に二〇条という数字にあわせた印象もあるが、ヘシエンの罪状は大きく分けて機密情報取扱いに関するもの（①⑤⑦⑧⑨⑩⑫）、分をわきまえない僭越な行為・態度（②③④⑥⑬⑭⑮⑯）、不正蓄財（⑰⑱⑲⑳）の三つに分けられる。

このうち、ヘシエンに対する量刑において最も重要とされたのは、機密情報取扱いのうち、⑤の白蓮教反乱鎮圧にかかわる情報操作により、軍機を誤ったというものであった（No. 70、JQ4.1.18）。正月一八日のヘシエンに自殺を命ずる上諭において、ヘシエンが白蓮教反乱鎮圧にあたり軍事機密を乾隆帝に報告しなかったことなどが罪状の中心とされ、一七四九（乾隆一四）年の両金川反乱鎮圧失敗を理由に斬刑に処されたネチン（訥親）と比較され、直接指揮を執っていたのではな

いことと、主席軍機大臣・大学士を務めたこと<sup>31</sup>を理由に処刑と遺体を市中に晒すことを免じている。ヘシエンを死に処する罪はここにしかなかった。ところが、奇妙なことに一般にヘシエンの罪状と知られるのは不正蓄財のほうであった。

## 二 政治利用

ヘシエンの罪状に関しては、一般に当時から不正蓄財の程度が注目され、「貪官（貪欲に賄賂を求める官僚）」であるから排除されたとされる場合が多かった。腐敗を弾劾するという性格とともに、のちに「和珅跌倒、嘉慶喫飽（ヘシエンが倒れると嘉慶帝が満腹になる）」<sup>32</sup>と言われたように、その巨額の財産を狙った嘉慶帝周辺の策動であるという認識もあった。嘉慶帝はそのような意図はないことを強調し（No. 405、JQ.4.4.19）、過剰に厳しい調査を行わないように注意をしている（No. 428、JQ4.4.25）。一方、押収された財産は清朝財政に組み込まれたというが、清朝戸部銀



表一

罪状	要素
①乾隆六十年九月初三日の皇太子冊封の前日にヘシェンが嘉慶帝にこれを報せた。	情報操作
②乾隆帝への円明園での謁見に際し、規定に反して馬にのって入城した。	越権行為
③足が悪いことを理由に入城に際し、規定に反して輿にのって入城した。	越権行為
④元宮女を次妻とした。	僭越
⑤白蓮教反乱鎮圧に際し、上奏の取次を先延ばしにし、乾隆帝に戦況を知らせず、結果として鎮圧が長引いている。	情報操作
⑥乾隆帝が体調を崩した後も、同僚を談笑していた。	僭越
⑦乾隆帝が体調を崩し、朱批や諭旨の文字に乱れがあり読み取れない箇所について、その部分は破り捨て、自ら諭旨を代筆した。	越権行為
⑧吏部・刑部尚書に加え、戸部関連事務を任された際、規定を変更して弾劾を禁止した。	越権行為
⑨前年十二月の青海でのダライ・ラマの商人に対する強盗事件について隠蔽し、乾隆帝に知らせなかった。	情報操作
⑩乾隆帝死去に際して、モンゴル王公のうち天然痘罹患履歴のないものは（感染の危険を慮って）弔問する必要はないと通達したのに、勝手にモンゴル王公全員に来京してはならないと命令を曲げて伝えた。	情報操作
⑪大学士ソリングは耳が聞こえず職務を遂行できないにもかかわらず姻戚であることからそのことを隠蔽した。また自らの邸宅で子女の家庭教師をしていた呉省蘭・李漢・李光雲を推薦して次官クラスの役職に就けた。	越権行為
⑫軍機処に登録された優先昇級人員リストの一部を勝手に削除した。	越権行為
⑬邸宅の設備を宮殿に似せた僭越なものとした。	僭越
⑭薊州の自らの墳墓を皇帝と同じ形式の僭越なものとした。	僭越
⑮皇帝の冠頂よりも大きい宝石を所持していた。これまでに調査した限りでも、数百万の金銀を所有していた。	僭越
⑯内務府にもない冠頂用の大きい宝石を所持していた。	僭越
⑰邸宅内に千万を超える財産があった。	不正蓄財
⑱夾牘には金二万六千両あまりが、個人金庫には金六千両あまりが、地下室には銀百万両あまりが隠されていた。	不正蓄財
⑲筆頭大臣でありながら質屋などを経営し、民間と利益を争っていた。	不正蓄財
⑳不正蓄財により、使用人劉全も銀二十万両あまりの蓄財を行っていた。	不正蓄財

庫の存銀両にはほとんど変動はない。周囲の注目ほどには、巨額の不正蓄財が取り上げられることはなかったし、不正蓄財を厳しく指弾した場合に引き起こされる混乱は回避されるべきであるというのは、当時の官界の共通認識であつただろう<sup>33</sup>。それにもかかわらず、不正蓄財が注目されるのはなぜなのか。

ヘシェンの罪状のうち、積極的に利用されたのは白蓮教反乱との関係においてであつた。正月二〇日、嘉慶帝は白蓮教反乱発生の責任をすべてヘシェンに負わせた（『大清仁宗実録』卷三八、嘉慶四年正月己卯（二〇日）条）。嘉慶帝は、ヘシェンの罪に気付いた契機として、前年にとらえた反乱軍のリーダーの一人王三槐が、反乱の理由を「官逼民反」と供述したことを挙げている。「官逼民反」とは、官による抑圧が民衆の反乱を招いた、という意味の語である。すなわち、ヘシェンを頂点とする賄賂と腐敗の連鎖が存在しており、その負担がすべて民衆に押し付けられていたた

めに、大反乱がおこつたのだ、という論理である。この論理を用いることで、清朝は公式には、乾隆帝と嘉慶帝の両者を免責し、同時に自殺したヘシェンにすべての原因を押し付けることができ<sup>34</sup>た。

これによってヘシェンの罪状は情報操作から、むしろ不正蓄財に注目が集まることになった。複数の省にまたがる大反乱の責任を押し付け、同時に当時問題となつていた官界の腐敗の原因も押し付ける。そのためにはヘシェンは何よりも「貪」な人物でなければならなかつた。その結果、ヘシェン断罪にまつわる叙述において、その情報操作と専横はむしろ後景に退いてゆくことになる。乾隆帝の死去とともに始まつた政治変動は、ヘシェンと数人の高級官僚の排除によって落ち着いた。同時に、「専横」を理由に自殺を命じられたヘシェンに、当時の最大の社会問題である白蓮教反乱の発生原因を、その「貪」によって押し付けることができた。乾隆帝晩年の清朝に横溢する

閉塞感は新たに親政を始めた嘉慶帝によって払拭されるという期待があったことは間違いない。その、閉塞感の原因である、官僚の腐敗と大反乱の理由は、ヘシエンが背負うこととなった。かくて嘉慶帝は、親政開始と改革を行うことの正統性をまずは獲得できた。では、嘉慶帝は具体的にどのような改革を打ち出していったのだろうか。

### 第三節 初期の改革

#### 一 政策決定制度の調整

ヘシエン断罪とともに進められた最初の改革は、清朝における政策決定制度の改革であった。その重点は、最終的な裁可のあり方に置かれていた。前述のヘシエンの罪状の筆頭に、乾隆帝に対する機密情報の隠蔽があったが、これが強調されるのは、嘉慶帝周辺が政策決定制度の調整を企図していたからにはほかならない。

清朝での政策決定は、皇帝の名義によって行われる、すなわち「独裁」によるとされていたが、

実際には、皇帝とその周辺の重臣による合議によって政策が策定されていた。清朝成立当初、すなわちヌルハチ・ホンタイジ・順治帝の時期には、皇帝と旗王あるいは議政王大臣によって、政策決定がなされていた<sup>35</sup>。康熙年間に入ると、康熙帝によって、南書房に詰める内閣大学士を政策決定における諮問役として利用するようになる。その後、雍正帝は、おもに対ジュンガル戦争における作戦指示のために軍機処を設立し、その後、軍機処の扱う事案が増加していった<sup>36</sup>。特に、軍機処の取り扱い事案の対象が拡大したのが乾隆一〇年代中葉<sup>37</sup>一七四〇年代のことであった<sup>37</sup>。それまで内政事項全般について情報伝達に利用されていた内閣が管理する題本の利用が、事件処理の最終報告のみに限られるようになり、その一方で処理速度が速い軍機処が受け付ける奏摺による、内政一般についての上奏が増加した。同時に、奏摺への皇帝による書き込み（朱批）ではなく、軍機処が皇帝の上諭を取り次ぎ、別の文書として発

給する寄信上諭という形式が利用されるようになった<sup>38</sup>。寄信上諭の割合は漸次拡大し、その結果、軍機処の重要性が増大し、一八世紀後半には、皇帝とともに意思決定を行う最高機関となった。

ただし、軍機処は他の部局から独立したものである。軍機処で皇帝とともに意思決定に参加する軍機大臣は、すべてほかの部局に正式な役職をもっていた。軍機処内での活動は兼務であり（正確には軍機処内での勤務を意味する「軍機処行走」を任命される）、皇帝から個人的に政策決定における補佐を命じられたもので、軍機処そのものは正式な部局とはされていなかった。そのため、雍正年間の軍機処成立以来、軍機処を通じて発給される上諭は、皇帝名義の指示を軍機大臣個人、具体的には筆頭軍機大臣と第二位軍機大臣が、特定の相手・地方官に対して転送するという形をとっていた。つまり、部局ではなく、皇帝の委嘱を受けた個人が地方との連絡を担う、という形式になっていた<sup>39</sup>。すなわち上位軍機大臣は機密情

報の出入を管理する立場にあつたということになる。

乾隆年間最末期においては、筆頭軍機大臣はアグイ、第二位軍機大臣はヘシェンが務めていた。すでにみたように、両者は政治派閥を異にし、少なくとも周囲からは反目しあう関係にあるとされていた。そのためこの両者が連名で発給する文書であれば、中立性がある程度担保されていたと認識されていたようであるが、このバランスが崩れたのが、一七九七年のアグイの死であつた。

一八八六年成立の『郎潜紀聞二筆』巻三「諭旨前軍機署名之例」では、アグイ死去に伴い、軍機処から発出される文書が、筆頭軍機大臣ヘシェンの名義ではなく、軍機処という部局の名義になつたことを、乾隆帝のアグイへの高い評価から説明している。このアグイへの信任（つまりは「奸臣」ヘシェンへの不信任）という説明が妥当かはともかく、嘉慶二年のアグイの死去を契機に、軍機大臣個人からの文書発給は見られなくなった<sup>40</sup>。こ

の時から、乾隆帝と嘉慶帝を中心とする清朝中枢は、軍機処を正式な部局とし、制度的に寄信上諭を発給する方向へ進もうとしていたのである。乾隆帝の死去とヘシェンの排除は、この制度改革を一気に進めるものとなった。正月一六日には、それまで定員のなかった軍機処内部における庶務担当者である軍機章京の定員が滿漢それぞれ一六名に定められている<sup>41</sup>。

正月八日、乾隆帝の死去直後から縮小されていた政務が通常通りに復帰すると、その日のうちに、上奏文のコピーを事前に軍機大臣へ送ることやその内容について相談することを禁止する上諭が發布された (No.27)。山東巡撫イギヤンガに對する叱責のなかに、ヘシェンへの手紙が奏摺に付されていたことを取り上げたこと (No.43、JQ4.1.13) や、上述のヘシェンの罪状に、白蓮教反乱とは直接関係のない機密情報取り扱いが含まれていることもこの文脈で理解するべきであろう。

上諭の発給元を軍機大臣ではなく軍機処という組織に切り替えることは、皇帝個人による万機親政というイメージを増幅させるものでもあった。嘉慶帝は、親政当初から、たびたび「万機親政」と最終的な判断を皇帝が行うことを強調している。たとえば、正月一五日 (No.15) には、臣下による量刑についての例外措置提案を禁じ、律例を超えた判断は皇帝が行うこととしている<sup>42</sup>。いかなる臣下にも分与され得ない皇帝権力を一身に背負う存在として自らを印象付けようとする嘉慶帝周辺の戦略の一環として、ヘシェンの罪状が利用されたのである。

以上の制度改革は、嘉慶維新以降、すなわち嘉慶・道光年間の清朝政治史叙述の在り方を決定的に規定した。乾隆年間までは内閣大学士や軍機大臣の個人名がたびたびあげられ、その政策決定への影響が議論されていた。ところが、嘉慶・道光年間には具体的な高級官僚の名前は、アヘン戦争に関連するものをのぞき<sup>43</sup>、たとえば董誥やキン

グイなど嘉慶帝の政策決定に強く関与していたと思しきものすらあげられなくなる。これは、上述の組織改革とそれに伴う万機親政イメージに基づく政治に関する叙述が一般化したことによる。その結果、清朝中枢の政策決定のありかたは、それまでよりもさらに見えにくいものとなった。このことは、むしろ、宮崎市定のいう独裁君主という雍正年間以来の清朝における裁可の形が百年を閲してようやく完成したことを意味してもいよう。

乾隆年間まで清朝政治においては高級官僚を多数輩出する満洲旗人の存在が重要なアクターとして存在していた。しかし、嘉慶維新以降、そのような満洲旗人、すなわち清朝皇帝の権威によらずに政治的発言権を有する存在は、後景に退き、むしろ皇帝との個人的な関係を基礎においた宗室と漢人官僚の存在がゆつくりと前景に出てくるようになる。この意味において、ヘシェンの排除は、清朝皇帝権確立の最後の過程であった。

## 二 「広開言路」

一君万民的な皇帝の排他的な政策決定権限の確立、すなわち皇帝以外の政策決定権限者の匿名化には、皇帝以外のすべての人民に開かれた政治的発言のルートの設定が必要であった。それが、「広開言路（言路を広く開く）」と呼ばれる政策であった。「言路」とは、伝統中国では一般に御史などの監察官僚（「言官」）を指すが、ここでは皇帝への意見奏上のチャネルを指していた。すなわち「広開言路」とは、皇帝への意見奏上のチャネルを、幅広い層へ開放することを意味していた。よく知られているように乾隆年間には、政策立案者を除き、政治的発言を行うことはほとんど禁じられていた<sup>44</sup>。皇帝への上奏の権限も各省の布政使までとされていたが、事実上、総督・巡撫など省長官クラス以下の官僚による上奏は不可能であった。

正月五日、ヘシェンを宮中に拘束し、同時に親政をはじめたばかりの嘉慶帝は所信表明ともい

える上諭 (No.18) のなかで、父乾隆帝・祖父雍正帝の即位時にならうて特に御史などの言官に対して、民間の事情について詳しく上奏するよう求めている。この政策は、同月一二日に「広開言路」と名付けられ、嘉慶帝の「維新」を象徴する語とされていった。

嘉慶帝の態度において、父祖と異なっていたのは、民間からの上奏を受け付けたことにあった。それまで、量刑に対する不満などを除きほとんど行われていなかった、都察院を経由した民間からの上奏が、この年を契機に増加してゆく傾向が見て取れる<sup>45</sup>。もちろんその民間からの上奏には、荒唐無稽であったり (No.45, JQ4.1.12)、理想論にすぎたものであったり、あるいは根拠のないもの (No.617, JQ4.6.7) も多かったが、一部の上奏については、地方官に調査や是正などを命じられており、一定の影響力があつた (No.46, JQ4.1.12, No.62, JQ4.1.16, No.105, JQ4.2.1, No.148, JQ4.2.14)。<sup>『大清仁宗実録』</sup> 卷三八、二月辛亥(一

三日) 条。No.194, JQ4.2.26, No.209, JQ4.2.29, No.234, JQ4.3.6, No.258, JQ4.3.9, No.351, JQ4.4.5)。

民間、あるいは上奏の権限のない官僚からの上奏は、都察院をはじめ様々な高級官僚が転送する形で嘉慶帝に送られた。のちの問題となる洪亮吉の上奏は、朱珪はじめ四名の高官に送られていた<sup>46</sup>。民間からの提案は、監察部局である都察院へ送られた。これは多くの場合地方官の不正を告発する物であつたからである<sup>47</sup>。また、欽天監などヨーロッパ人キリスト教宣教師もまた上司の内務府大臣を経由して皇帝に働きかけることもできた<sup>48</sup>。

このような皇帝への発言に関わる相対的な自由の付与は、やはりヘシエンの断罪によつて正当化されていた。前款で指摘した官逼民反と同様、ヘシエンの存在が乾隆帝の目を曇らせていたという認識をしめすことで、乾隆年間以来の政策転換が可能となるのである。では、なぜこのような

民間をも含む発言の自由が認められなければならぬのだろうか。

「広開言路」とは、宋の蘇軾「辯試館職策問劄子二首之二」に見られる語で、古代以来の儒教の經典上にあらわれる、臣下などから広く意見を徴し政務の改善に用いることを意味する。臣下からの批判に真摯に向き合い、その身を省みる態度を皇帝に求める語であるのだが、このような態度は乾隆帝以前の清朝皇帝に求められた態度ではなかった。そもそも清朝初期において政策決定は皇帝が一元的に行うのではなく、旗王などの合議によつてなつていたことは前述のとおりであるし、そこから脱却しようとした雍正帝も『大義覺迷錄』序において<sup>49</sup>、皇帝の理想像として天の意志を体现し、むしろ臣下を超越した皇帝像が描かれる。実績を示すと同時に批判を封殺し、臣下を機関として利用することで、権力を効率的に運用できるといふ考え方が存在し、むしろ臣下は皇帝と同一の心性を持つべしとさえされた<sup>50</sup>。そこには

臣下や民間の意見を徴する契機は存在しない。このような思考を清朝初期の皇帝像として措定するならば、「広開言路」政策は、むしろ清朝成立以前から存在していた漢地における儒教的な皇帝像に基づいたものであるといえよう。ではなぜ、このような漢人的な政策が採用されるのか。これは、いわゆる周辺諸民族が中国文明に溺する「漢化」であるのだろうか。

清朝皇帝は、しばしば「漢化」による文弱に警鐘を鳴らし、満洲的な質実剛健さを求めてきた。そして、先行研究は、それを「漢化」の進行を示すものととらえてきた<sup>51</sup>。北京で暮らす旗人一人一人については妥当な解釈であるかもしれないが、では皇帝が漢人的な態度をとることはどのように説明すべきなのか。

現在、考えられる仮説は、清朝の政権維持のための脅威のありかから説明するものである。一七世紀以来、清朝の安全保障上の脅威は一貫して西モンゴルのジュンガル部であり続けた。ジュンガ



ル部との対立は、東部モンゴルの帰趨をめぐるものであり、その中で最重要課題がジュンガル部・東部モンゴル・満洲のすべてに共通するチベット仏教における正統性の調達であった。具体的には歴代ダライ・ラマの権威を手に入れることができるかどうか、という点が重要であり、乾隆年間までのチベット政策を含む清朝の行動は、対ジュンガル抗争を軸に策定されてきたといえる<sup>52</sup>。一七五九年までに西モンゴル及びトルキスタンにおける清朝の勝利が確定すると、清朝の安全保障上の脅威は消滅した<sup>53</sup>。ところが、一八世紀末になるとおもに旧明領＝漢地の辺境において反乱が頻発するようになる。これは、直接的には漢地における人口の飽和が原因であるのだが、この反乱を効率的に抑え込んでゆくためには漢地の現地有力者の支持を調達してゆかねばならない。そうすると、清朝皇帝は、漢人に受け入れられやすい皇帝像を演じてゆく必要がある。その一環として「広開言路」政策があった。支配の正当性調達の

ために被支配者に対する発言権が付与されたということになるだろう。その結果のひとつが、「広開言路」政策であった。すなわち、「広開言路」政策は、嘉慶帝の思いつきではなく、乾隆末年から行われてきたシフトチェンジが、乾隆帝の死とヘシェン断罪を契機に大きく進められたものであると評価すべきであろう。

「広開言路」政策は、嘉慶四年末の洪亮吉の忌憚のない批判に嘉慶帝が過剰に反応し、それを反省し、罪を許すという、政権批判の線引きを示すようなあざとい政治劇によって一区切りを迎える<sup>54</sup>。先行研究は、この一件で嘉慶帝は人心掌握に失敗したと捉えるが、その根拠はじつは、本稿冒頭で示した、嘉慶・道光両帝は無能で失敗したという清朝史の旧来の枠組みによるものである。本稿では、むしろ嘉慶帝の意図的な「怒り」を見出したい<sup>55</sup>。洪亮吉は、嘉慶帝の改革が不完全であることを指摘したが、そのような直接的な批判は清朝中央には受け入れがたい、ただし皇帝への

責任追及を除く(具体的にはたとえばヘシエンの責任とするような)改革議論は受け入れられるということが示されたわけである。

### 三 財政政策の調整

一八世紀を通じ、新大陸産食糧の一般化に伴う食糧事情の改善による人口増、その人口を受け入れる辺境開拓地の存在、対外貿易黒字の継続による海外からの銀流入などにより、清朝経済は拡大を続けていた。これに対し清朝政府は公的な財政規模は拡大せず、地方政府などの非公式財政が拡大していったことがつとに指摘されている<sup>56</sup>。

非公式財政は、付加税などとして現れていたが、清朝政府としては、当時の拡大する経済とそれ伴う非公式財政の拡大に対して、コストを支払っても非公式財政を公式化して経済の拡大に対応する方向と、公式財政の枠組みを堅持し、経済の拡大に対応せずにコストダウンを図る方向とがあつた。前者はすでに雍正年間に養廉銀という形

で実施した経験があつた<sup>57</sup>。つまりは、各層官僚の非公式収入を公式なものと認めるかどうか、という点で二つの方向性があつたのである。

すでにみたように乾隆末年においては、官僚の非公式収入は「不正な賄賂」||中間搾取とされ指弾の対象となり、その根源としてヘシエンが断罪された。そして、非公式収入は、公式の税に付加される形で発生するとされた。とするならば、嘉慶帝親政初期において官僚の非公式収入を公式化するという判断を正当化する論理を創出するのは困難であつたし、同時に嘉慶維新下においては経済政策も、公式財政の枠組みの確定、すなわち経済全体の変動に対し、財政の規模を広げないという方向に動くことも当然であつた。核となる公式財政の周囲に非公式なカネの動きがあると考えられているので、その核を大きくすると、周りの非公式な「反乱の原因となつている」部分はさらに拡大する、と認識されていたのである。その象徴となるのが関税徴収にかかわる規定の変

更であった。

三月一八日付の上諭において、清朝各地の税関の徵稅規定額の引き下げが宣言された（No. 300-302）。これはすくなくとも正月のうちから検討されていたものであった（No. 105, JG4.2.1）。

清朝は、明朝の制度をそのまま利用し、商業ルートの要衝に税関を置き、通過する商品に対して課税を行っていた<sup>58</sup>。沿海の港湾には、粵海関・閩海関・浙海関・江海関がおかれ、对外贸易にも課税がなされている<sup>59</sup>。徵稅は当地の指定商人に委託され、指定商人が外地から商品をもって訪れた商人を受け入れて、商品の売却や買付を請け負い、手数料とともに税金を取り、税関職員へ渡すという方式をとっていた。徵稅額は商品ごとに課稅額が定められており、商品の流通量に比例して徵稅が行われることになっていた。

乾隆年間中頃まで、徵稅額は各地で増加傾向にあった。一七七七年には税収がそれまでの三年間のうち徵收額が最もすくなかった年度の額を下

回った場合、税関の長官である監督が差額を補填する、という規定が作られた<sup>60</sup>。徵稅額の減少を想定しない制度がもうけられていたのである。ところが一七八〇年代後半には、各地で税収は減少に転じた。その結果、八〇年代後半以来、税関監督に対する多額の補填命令がしばしば下った。

このような制度上の問題を解決するために、税関ごとに規定額を定め、それを下回った場合のみ補填を命じるように改革が行われたのである。この時に定められた規定額は、おおむね前年の嘉慶三年度の税収水準の八〇九割程度であった。例外は揚州関・淮安関・蕪湖関で六割程度に設定されていた。結局、一八三〇年代には軒並みこの新規定額も割り込むようになるのであるが、この一七九九年代階では、税関監督の負担は大きく減らされた。

この措置について該当上諭は、「補填命令は、官吏による苛斂誅求の理由となるが、一方であまりに巨額のため実際の補填が進んでいない」とし

ている。実際、閩海関監督を兼任していたクイルン（魁倫）などは、生活が苦しいことを理由に大幅に減額がなされる（No.244, JQ4.37）など実質的な意味がなくなっていたことは確かである。

この措置に対し、江南道監察御史デシン（徳新）は規定額引下げは、徴収しても報告せず自らの懐に入れるような不正が増えるだけだ、として引下げ撤回を提案した。清朝中枢はたびたび変更すると混乱を招くこと、担当官僚による監督強化によりこれを避ける、といういささか苦しい対応を示しつつ、この提案を却下している（No.643, JQ4.628）。<sup>61</sup>このような不正の発生する可能性は十分に考慮されていたと思われるが、結局のところ、嘉慶帝を中心とする清朝中枢は、税収が想定よりも減少するとしても、中間搾取をなくすために規定額を引き下げるという方針を取らざるを得なかった。

これは、ひとえに「ヘシエンを中心とする中間搾取の連鎖が反乱を醸成した」（たとえば『大清

仁宗実録』巻四六、嘉慶四年六月戊戌（二一日）条）という、当時において相当に受け入れられた認識に掉さしつつ、現状を説明せねばならないという政治状況に基づくものである。同時に、白蓮教反乱の発生という清朝の漢地における危機に、減税という仁政をもって対応する、という側面もあった。それまでの経済拡大局面が、一七八〇年代以降の鑄造費用上昇による銅銭供給の抑止<sup>61</sup>や開拓地の飽和などにより経済が後退局面に入ったときに、清朝による増税は不正を生み反乱を引き起こすものとして糾弾されていたのである。そのような認識のもとにおいては、清朝中枢は緊縮財政を基本方針とせざるを得なかったことは十分に理解できるであろう。

これ以降も、清朝中枢は、例えば火器管理の徹底の提案を、管理の際の賄賂要求の発生を理由に却下している（No.657, JQ4.74）、玉や朝鮮人参などの専売商品の管理も、民間への圧迫を減らすという理由で簡素化している（No.105, JQ4.21）。

No.406、JQ4.4.19。『大清仁宗実録』卷三八、嘉慶四年四月是月条)。鉞山開発による増収も提案されたが、管理に伴う不正の増加や民業圧迫を理由に却下された (No.405、JQ4.4.19)。官僚の観劇などの遊興に対する厳しい態度 (No.237、JQ4.3.6) も、この文脈で理解できるであろう。いずれも政府機能の拡大は不正の機会を生み、不正は社会不安を齎す、という理路が一般的であったことに対応した政策である。

このような施策はもちろん、収入の伸び悩みを招いた。しばしば指摘されているように、地方政府では自律的に非公式財政を運用しており、末端における負担はあまり変わっていないと思われるが、中央では減収と緊縮財政を余儀なくされることとなった。このことは、地方政府にたいする中央による財政管理の影響力の減少を招くことになる。実際に、地方政府に対し中央は、それまでは許していなかった支出項目間の融通を許し、養廉銀として給与に充てられることになってい

た地方で集めた税金を、それ以外の治安維持費用などへ流用することを認め始めたのである<sup>62</sup>。

地方における財政の自律性の漸増は、例えば四川では、公局という民間の有力者による行政サービス提供機関の成立<sup>63</sup>や、広東における自警団の村落ごとでの組織<sup>64</sup>など、いくつかのバリエーションを見せながら、社会変容を齎していくこととなった。その結果が、一八六〇年代以降の督撫専権と言われる地方政府の財政的独立の進行であった。よく知られるように、いわゆる督撫専権は、太平天国戦争下における地方政府による軍事力組織がきっかけであるのだが、そのような状況を準備したのは、しばしばいわれる中国王朝政府の硬直財政と政府機能の小ささ、それに対応する地方の非公式財政の存在の容認のみならず、むしろその傾向を押し進めることとなった、嘉慶四年の政策転換であったのである。

おわりに

まずは本稿で確認した、乾隆帝死去に伴う政治変動についてまとめておこう。乾隆帝の死とともに、親政を始めることとなった嘉慶帝は、ヘシェンとともに有力者として数えられたごく一部の高級官僚を左遷し、数週間のうちに処分を終了させ、統治機構への影響を最小限に抑えると同時に、白蓮教反乱発生の原因をもヘシェンに押し付けることに成功した。

この年のうちに行われた嘉慶帝の改革は、嘉慶帝の創見というよりもむしろ乾隆年間末から起こっていた構造変動への対応を継承したものであった。政策決定機構の改革である、軍機処の正式化はその二年前からの規定路線であり、言論の自由への制限緩和もまた乾隆末年以来求められていたことであつた。経済への関与を減少させようとする実質的な減税政策や政府機能の縮小傾向も、白蓮教反乱発生に伴う政権の正当性確保のためにはやむを得ない措置であつたし、景況悪化

に対応したものであつた。対外関係における、西北への関与の縮小もまた、漢地の重要性増大への対応であつた。

結局のところ、嘉慶維新とは清朝の統治下における漢地の重要性増大という帝国の構造変動への対応・調整であつた。乾隆帝の死、嘉慶帝の親政開始、ヘシェン断罪は、それを推し進める契機として機能したといえるだろう。清朝はこの構造変動への対応に成功し、漢人の支持を取り付けた。一八五四年、曾国藩が「討粵匪檄」において太平天国を既存の秩序の敵として、清朝とともに討伐することを唱えたのは象徴的である。清朝は領内のマジョリティである漢人の協力を得て、太平天国戦争、そして同時に発生していたアロー戦争ともなう英仏軍による北京占領という危機を乗り越え、二〇世紀まで生き残った。義和団戦争において、「扶清滅洋」というスローガンが存在しえた淵源はその百年前にあつたといえよう。

【注】

- 1 以下、八旗満洲・八旗蒙古出身、および八旗漢族軍出身で満洲風の人名を有するものは「カタカナ（漢字表記）」と表記し、漢軍出身の漢人風人名をもつものと、漢人の人名は漢字で表記する。
- 2 管見の限りでは、奏摺に書き込まれる乾隆帝の朱批は嘉慶三年一月一日に濟寧から発出された山東巡撫伊江阿の奏摺（『宮中檔嘉慶朝奏摺』No. 4040044851、第七輯、一一八頁）に対するもの（おそらく一月二〇日過ぎに書き込まれたもの）が最後である。『太上皇帝起居注冊』嘉慶三年一月二二日辛亥条には王・公・貝勒に賜宴を行ったとある。この後にいったん体調を崩したと思しい。松浦章が引く朝鮮使節の記録によれば同二九日、乾隆帝は朝鮮使節を引見しており、小康状態を保っていたようである。松浦章『近世中国朝鮮交渉史の研究』（思文閣出版、二〇一三年）、一三七頁。
- 3 『大清仁宗実録』嘉慶四年正月庚申条。
- 4 片岡一忠『洪亮吉 清朝知識人の生き方』（研文出版、二〇一四年）、一八〇～一八一頁。
- 5 松浦章前掲書、一三八頁。『朝鮮王朝正祖実録』巻五一、正祖二三年三月三〇日にもほぼ同様の記事がある。
- 6 中国第一歴史檔案館編『嘉慶道光兩朝上諭檔』（桂林・広西師範大学出版社、二〇〇〇年）第四冊、No. 72、嘉慶四年正月一九日明発上諭。以下、文書番号および発出年月日をNo. 72, 104, 119 という形式で本文中に示す。なお出典注記の関係上日付は陰暦で統一する。
- 7 『乾隆朝懲貪汚檔案選編』（全四冊、中華書局、一九九三年）は、乾隆後半の汚職にまつわる文書を収録する。
- 8 山田賢「官逼民反考 嘉慶白蓮教反乱の「叙法」をめぐる試論」（『名古屋大学東洋史研究報告』二五、二〇〇一年）。
- 9 乾隆末年の鬱屈した時代相は、木下鉄矢『清朝考証学とその時代』（創成社、一九九六年）二〇七～二四一頁に尽くされている。
- 10 例えば三田村泰助「満洲族支配の落日」（田村実造編『世界の歴史九 最後の東洋的社会』中央公論社、一九六一年）などは、嘉慶帝と道光帝の「善良かつ無能な君主」ぶりを揶揄している。最近では張国驥『清嘉慶道光時期政治危機研究』（岳麓書社、二〇一二年）なども、嘉慶帝と道光帝の個人的な判断が清朝国家を衰退に導いたと論じている。
- 11 内藤湖南「清朝衰亡論」（『清朝史通論』平凡社東洋文庫五七一、一九九三年所収、原著弘道館、一九一二年）三〇八～三一三頁。もとは一九一一年一

月二四日、一二月一日、一二月八日、京都帝国大学で行われた講演「清朝の過去及現在」の速記。J・A・フォーゲル著、井上裕正訳『内藤湖南 ポリティックスとシノロジー』（平凡社、一九八九年）。

12 井上裕正・並木頼寿『世界の歴史一九 中華帝国の危機』（中央公論社、一九九七年）、尾形勇・岸本美緒編『中国史』（山川出版社、一九九五年）など概説書参照。

13 内藤湖南の歴史観が清末の知識人と共鳴する物であったことについては、朱琳「中国史像と政治構想 内藤湖南の場合」（一〇五）『国家学会雑誌』一二三〜一二四（二〇一〇〜一一一年）参照。

14 唐屹軒「嘉慶皇帝の國家治理及其自我論述」（『東吳歴史学報』二八、二〇一二年）。羅威廉「乾嘉變革在清史上的重要性」（『清史研究』二〇一二年〇三期）。吉澤誠一郎『清朝と近代世界』（岩波書店、二〇一三年）。Wang, Wensheng. *White Lotus rebels and south China pirates: crisis and reform in the Qing empire*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 2014. McMahon, Daniel. *Rethinking the decline of China's Qing dynasty : imperial activism and borderland management at the turn of the nineteenth century*. New York: Routledge, 2015.

15 中国第一歴史檔案館編『嘉慶帝起居注』（桂林・広

西師範大学出版社、二〇〇五年）、『大清仁宗実録』（台北・華聯出版社、一九六四年）。白蓮教反乱にかかわる上論は、ほとんど『嘉慶道光兩朝上論檔』に含まれていない。これはおそらく『剿平三省邪匪方略』編纂に際して別置されたものが収録されていないことによると考えられる。

16 乾隆帝の皇子のうち、乾隆帝死去時に存命であったのは年齢順に永璇（一七四六年生。皇八子）、永理（一七五二年生。皇一一子）、嘉慶帝顛琰（一七六〇年生。皇一五子）、永璘（一七六七年生。皇一七子）の四名。

17 『嘯亭雜錄』卷一「重朱文正」。

18 『朝鮮王朝正祖実録』卷五一、正祖二三年三月戊子条。書狀官徐有聞進聞見別單。

19 『嘯亭雜錄』卷一「今上待和珅」。先行研究は多くこの部分を引き、王念孫とグアンヒンが弾劾したとするが、該当する弾劾奏などは現在確認されていない。

20 神田信夫『嘯亭雜錄』と其の著者礼親王昭棟」（同『清朝史論考』山川出版社、二〇〇五年）。

21 『郎潜紀聞二筆』卷六「董文恭不愧為社稷臣」。

22 『郎潜紀聞二筆』卷一〇「吳槐江在軍機大臣上行走」、『清史稿』卷三五七「吳熊光伝」。

23 たとえば『郎潜紀聞二筆』卷一〇「錢南園通政之



- 敢言及清廉」。木下前掲書、二一五頁。
- 24 『雷塘庵主弟子記』巻一、乾隆五五年条。
- 25 アグイこそが乾隆帝に最も信任されていたと主張するテキストとしては『枢垣記略』巻二二「奏請勅軍機大臣進止仍循旧章摺子」がある。
- 26 同様に政界全体における主流派に適した形で清代の歴史記述が調整されていることについては、拙稿「嘉慶閩浙海賊問題叙述の系譜」、『集刊東洋学』一〇八、二〇一三年）参照。
- 27 片岡前掲書、一九七～二〇三頁。
- 28 『清史稿』巻三四二「松筠伝」。
- 29 関文発前掲書、七六頁。
- 30 磯部淳史「清朝皇帝と三藩・三藩研究のための覚書」、『立命館東洋史学』三七、二〇一四年）。
- 31 清朝では、明朝においては政争により高級官僚がしばしば処刑されたことを反省材料とし、高級官僚や皇室の処刑に抑制的であるべきという認識があった。劉聲木『長楚齋隨筆』(一九二九)巻六「大学士因事得罪」によれば、清朝一代において処刑された大学士は八名(漢人二名、満人六名)、自殺を命じられた大学士は四名(すべて満人)であるという。
- 32 徐珂『清稗類鈔』譏諷類、「嘉慶喫飽」。
- 33 岩井茂樹『中国近世財政史の研究』(京都大学学術出版会、二〇〇四年)、三二一〇頁。
- 34 「官逼民反」をめぐる政治的な操作については山田賢前掲論文参照。
- 35 杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』(名古屋大学出版会、二〇一五年)、一一一～一二頁。
- 36 宮崎市定「雍正帝朱批諭旨解題」、『宮崎市定全集 一四 雍正帝』、岩波書店、一九九三年)。
- 37 正確には内閣が取り扱う奏本の廃止、題本のルーチンワークへの特化と同歩で起こった変化である。『乾隆朝上諭檔』第二冊、No.1726、乾隆一五年五月一日。同No.1082、乾隆一三年一月二六日。
- 38 『乾隆朝上諭檔』第二冊 No.1310、乾隆一四年七月一日。
- 39 以上の軍機処をめぐる制度的な概況に関しては、Beatrice Bartlett, *Monarchs and Ministers: The Grand Council in Mid-Ching China 1723-1820*, California, University of California Press, reprinted in 1994.
- 40 正確にはアグイの死去した嘉慶二年八月二一日(一七九七年一〇月一〇日)から、嘉慶二年九月四日まで、ヘシェン名義で発給され、初六日付のものから軍機処名義で発給されるようになっていく。『嘉慶道光兩朝上諭檔』第二冊参照。
- 41 『嘉慶道光兩朝上諭檔』第四冊、No.57、嘉慶四年正月一六日。和珅断罪に伴う軍機処再編に関しては、Beatrice S. Bartlett, *Monarchs and Ministers*,

- 42 鈴木秀光「請旨即行正法」考：清代乾隆・嘉慶期における死刑裁判制度の一考察」（『専修法学論集』九八、二〇〇六年）参照。
- 43 アヘン戦争前後の政策決定に関しては、井上裕正『清代アヘン政策史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇四年）、新村容子『アヘン戦争の起源 黄爵滋と彼のネットワーク』（汲古書院、二〇一四年）を参照。
- 44 井上進『明清学術変遷史 出版と伝統学術の臨界点』（平凡社、二〇一一年）、三三四～三五六頁。
- 45 李典蓉『清朝京控制度研究』（上海・上海戸籍出版社、二〇一一年）、七〇～七一、四二二～五一四頁。
- 46 木下前掲書、二四一頁。
- 47 李典蓉前掲書、一四四～二二六頁。
- 48 「内務府大臣蘇楞額奏拋西洋人索德超呈有英国戰船逼近澳門蓄謀叵測摺」、中国第一歴史檔案館、澳門基金會、暨南大學古籍研究所編『明清時期澳門問題檔案文獻匯編（一）』（北京・人民出版社、一九九九年）。
- 49 『大清世宗実録』卷八六、雍正七年九月癸未条。
- 50 谷井前掲論文参照。
- 51 平野聡『清帝国とチベット問題』（名古屋大学出版会、二〇〇四年）、一四七～一五五頁。
- 52 柳静我「二七二七年のチベット政変と清朝の介入」（『史学雑誌』一一二・九、二〇一一年）。
- 53 「ポスト＝ジュンガル」期における清朝の西北統治については、小沼孝博『清と中央アジア草原…遊牧民の世界から帝国の辺境へ』（東京大学出版会、二〇一四年）、第二部「清の中央アジア政策と西北領域」を参照。
- 54 木下前掲書、二四四～二四九頁。片岡前掲書、二一六～二二六頁。
- 55 嘉慶帝は、数年前から知られていた西山朝安南領内に拠点を持ち、しばしば清朝海域で略奪していた海賊について、西山朝安南の滅亡のタイミングに合わせて、「その存在を知り激怒し、朝貢国安南の滅亡を正当化する」というパフォーマンスを行っている。拙稿「清代中期の海賊問題と対安南政策」（『史学雑誌』一一五・四、二〇〇六年）。
- 56 岩井茂樹「正額外財政と地方経費の貧困」（岩井前掲書所収）、二六～七九頁。
- 57 佐伯富「清代雍正朝における養廉銀の研究 地方財政の成立をめぐる」（一・二）（『東洋史研究』二九一、一九九〇年）。
- 58 廖声豊『清代常関与区域経済研究』（北京・人民出版社、二〇一〇年）、一五～三八頁。

- 59 岡本隆司『近代中国と海関』（名古屋大学出版会、一九九六年）、四三〇～七七頁。
- 60 廖声豊前掲書、四五頁。
- 61 上田裕之「清代乾隆中葉における雲南銅の収買価格」『社会文化史学』五七、二〇一四年。
- 62 『嘉慶道光兩朝上諭档』第五冊、No.80、嘉慶五年正月二十四日上諭。
- 63 山田賢「神糧」と「公局」（同『移住民の秩序』名古屋大学出版会、一九九五年）、一八八～二一五頁。
- 64 『那文毅公奏議』卷十一、第四〇・四八葉（『統修四庫全書』史部詔令奏議類、三六四～三六八頁）「示為勸諭沿海土民舉行團練以衛身事」、「示為曉諭土商共切同仇掃除海氛事」、「示為勸諭商民開濠築堡永資捍衛事」、「示為通飭曉諭協力緝捕事」。
- 65 村上信明「嘉慶期の清朝・チベット関係に関する一考察…駐藏大臣とダライラマの関係についての認識を中心に」『史境』六四、二〇一二年。